

上場有価証券等に関する説明書

本説明書は、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）のリスクや概要等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い交付する「上場有価証券等書面」です。本説明書の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が必要となる場合があります（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」）（※3）といいますが）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた際に、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる場合があります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- PTS（私設取引システム）への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

※ 注文された上場有価証券取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。) この「取引報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリスク・コンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

当社の概要

商号等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21
加入協会	日本証券業協会
資本金	19,495百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999年3月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

取扱口座 お客様専用ダイヤル

フリーダイヤル：0120-885-696

携帯電話から(有料)：03-6739-3356

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN(※4)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

注文受付についての留意点

当社は、上場有価証券等の売買にあたり、「前受金制度」を採用しています。

このため、お客様から注文を受注した後に買付可能額が不足した場合、注文を取り消すことがありますのでご注意ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

なお、本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

上場有価証券等に関する説明書 お取引に関わる手数料

提携金融機関において仲介口座をご開設いただきましたお客様につきましては、以下の手数料が適用となります。

内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

○手数料など諸費用について

※手数料は当社の判断により変更する場合があります。

※本書面の「株式等」には「上場投資信託受益証券(ETF)」、「上場投資証券または指標連動証券(ETN)」、「不動産投資信託証券(REIT)」、「預託証券(DR)」、「上場新株予約権証券」を含みます。

※注文受付制限は現地取引所もしくは当社の判断により変更する場合があります。最新の情報は楽天証券株式会社ホームページもしくは仲介口座お客さま専用ダイヤルにお尋ねください。

※以下記載の手数は上限値です。お客様のご契約状況その他の事由により以下記載の手数を上限として異なる手数料を適用する場合があります。

国内の金融商品取引所に上場する株式等(日本株式)の現物取引における売買手数料

日本株式(現物取引)の売買(私設取引システム(PTS)における現物取引の売買を含む)が約定した際には、次の2つの手数料コースのうち、お客様が選択されたコースの手数を支払っていただきます。お客様が選択されている手数料コースは、当社メンバー画面にてご確認ください。

[Bコース]

約定代金		手数料(税込)
	5万円以下	55円(最低手数料)
5万円超	10万円以下	99円
10万円超	20万円以下	115円
20万円超	50万円以下	275円
50万円超	100万円以下	535円
100万円超	150万円以下	640円
150万円超	3,000万円以下	1013円
3,000万円超		1070円

※注文ごとの約定代金(約定日ごと)に対して株式委託手数料を計算いたします。但し、期間指定注文を行い、約定日が複数日に分かれた場合は、約定日ごとに手数料計算を行います。

※同一口座(特定口座、一般口座、NISA口座、ジュニアNISA口座は別扱い)における、同一約定日の同一銘柄、同一取引種類(買付けと売付け、現物取引と信用取引は別扱い、以下同じ。)で発注した複数の注文がそれぞれ約定した場合、それらの約定代金を合算して手数料計算を行います。なおPTS夜間取引での約定分は、翌営業日の日中取引での同一銘柄、同一取引種類の約定分の約定代金と合算して手数料計算を行います。

※約定代金を合算して計算した手数料(一口手数料)よりも、約定ごとに計算した手数料の合計の方が安くなる場合には、一口手数料を適用しません。また単元未満株店頭取引の売買手数料は一口手数料とは別に計算します。

※少額投資非課税制度(以下、「NISA」、「新NISA」といいます)および未成年者少額投資非課税制度(以下、「ジュニアNISA」といいます)でのお取引にかかる手数料は無料です。但し、ジュニアNISAにおける課税未成年者口座(課税ジュニアNISA口座)でのお取引については、上記の手数が適用されます。

[C コース]

日本株式の現物取引の売買手数料が無料となるコースです。但し、原則として当社が指定する SOR(スマート・オーダー・ルーティング)注文(※)の利用が必須となります。(当社が指定する取引ツールや注文形態で発注する場合を除きます。)ゼロコースをご選択される場合には、当社の SOR や R クロス(※)の内容を十分ご理解のうえでその利用にご同意いただく必要があります。

(※)「SOR(スマート・オーダー・ルーティング)注文」とは、複数市場から指定条件に従って最良の市場を選択し、注文を執行する形態の注文です。(※)「R クロス」とは、楽天証券が提供する社内取引システム(ダークプール)です。社内取引システム(ダークプール)とは、証券会社が投資家同士の売買注文を付け合わせ、対当する注文があれば金融商品取引所の立会外市場(ToSTNeT)に発注を行い約定させるシステムをいいます。

約定代金	手数料
約定代金に関わらず	0 円

※SOR(スマート・オーダー・ルーティング)注文及び R クロスの市場選択ルールは、別途ご案内している説明書や最良執行方針にてご確認ください。なお、市場選択ルールは、当社が提供する取引システムや注文機能の追加等により変更される場合があります。

※C コースで当社が指定する SOR 注文では、当社が定める銘柄(主としてスモールティック銘柄等)は主市場での最良気配値の範囲内で R クロスに優先的に回送されます。

※「最良執行方針」および「SOR取引・PTS取引およびRクロスを通じた取引に関する説明書」においてゼロコースをCコースと読み替えます。

単元未満株の店頭取引

単元未満株の売買が約定した際の手数料は無料です。

単元未満株の店頭取引は、当社が自己で直接の相手方となり市場外で売買を成立させます。そのため、取引価格は買付時には一定のスプレッド(差額)を上乗せした価格、売却時には一定のスプレッド(差額)を差し引いた価格となります(1円未満の端数がある場合、買付時は整数値に切り上げ、売却時は切り捨て)。なお、適用されるスプレッドは当社ウェブサイトにて開示していますが、相場環境の急変等により変動する場合があります。

単元未満株式の買取請求手数料

単元未満株式の取次ぎ手数料については、1件につき330円(税込)がかかります。

立会外市場取引(クロス取引)手数料

立会外取引(クロス取引)手数料については、1件につき「取次手数料5,500円(税込)」がかかります。

株式公開買付(TOB)手数料

株式公開買付(TOB)の応募及び成立時の売却における手数料は無料です。

海外の金融商品取引所に上場する株式等の現物取引における売買手数料

外国株式の売買の約定が成立した際には、市場毎に記載の手数料をお支払いいただきます。

米国の金融商品取引所に上場する株式等（米国株式）の売買手数料

米国株式の売買が約定した際には、1回の取引につき約定代金の0.495%（最低手数料0.00米ドル、上限手数料22米ドル）の手数料をお支払いいただきます。（消費税込）

※ 売却時に現地通貨建ての約定代金から現地諸費用を差し引いた金額が上記売買手数料を下回る場合は、現地通貨建ての約定代金から現地諸費用を差し引いた金額を手数料といたします。

※ 円貨決済にて米国株式の売買を行う場合、現地通貨建ての受渡代金を、国内約定日の適用為替レートにて円換算した金額が受渡代金となります。

※ 2024年からはじまる新NISAでの米国株式・米国ETFのお取引にかかる売買手数料は無料です。

中国の金融商品取引所に上場する株式等（中国株式）の売買手数料

中国株式の売買が約定した際には、1回の取引につき、約定代金の0.275%（税込）（最低手数料550円（税込）、上限手数料5,500円（税込））の手数料を支払っていただきます。

※ 約定代金は適用為替レートで計算した円換算金額です。

※ 2024年からはじまる新NISAでの中国ETFのお取引にかかる売買手数料は無料です。

中国の金融商品取引所に上場する株式等（香港株式、上海A株）の単元未満株式の売却手数料

単元未満株式の取次ぎ手数料については、1件につき550円（税込）がかかります。

アセアンの金融商品取引所に上場する株式等（シンガポール株式、タイ株式、マレーシア株式、インドネシア株式）の売買手数料

アセアン株式（シンガポール株式、タイ株式、マレーシア株式、インドネシア株式）の売買が約定した際には、1回の取引につき約定代金※の1.10%（最低手数料：550円）の手数料をお支払いいただきます。（消費税込）

※ 約定代金は適用為替レートで計算した円換算金額です。

※ 2024年からはじまる新NISAでのアセアンの金融商品取引所に上場するETFのお取引にかかる売買手数料は無料です。

アセアンの金融商品取引所に上場する株式等の単元未満株式の売却手数料

単元未満株式の取次ぎ手数料については、1件につき550円（税込）がかかります。

※ 上記の「株式等」には当社が取り扱う「上場投資信託受益証券（ETF）」、「指標連動証券（ETN）」、「不動産投資信託証券（REIT）」、「預託証券（DR）」、「上場新株予約権証券」、その他国内上場有価証券等を含みます。

※ 手数料は当社の判断により変更する場合があります。

日本型預託証券（JDR）受益権転換取引の手数料

日本型預託証券（JDR）の転換（現引き）の申込みには、以下の手数料、費用の価額に応じた消費税及び地方消費税を、当社及び当社を通じて三菱UFJ信託銀行株式会社に別途お支払いいただく必要があります。

- ① 転換取扱手数料：1銘柄につき5,500円（税込）
- ② 転換事務取扱手数料（転換取扱証券会社（当社）分）：1銘柄につき2,200円（税込）
- ③ 消費税及び地方消費税相当額：転換価額総額に消費税率を乗じた金額

楽天証券株式会社
（2024年3月）